

## [低濃度PCBの対応方針(案)]

- ①低濃度PCB廃棄物は令和9年3月の処分期間末までに処理(期限は延長しない)
- ②使用中のPCB含有が明確な機器(濃度分析や製造年等で判定)も処分期限までに可能な限り廃棄・処理
- ③封じきり機器等の濃度分析が不可能な機器等は処分期間後の管理の実施及び廃棄後の計画的な処理を確保する方策を検討

## [検討事項(案)]

- PCB含有製品及び疑い物の、ストックホルム条約担保のための管理強化
- 廃止のトレーサビリティ確保のための措置
- 大量に低濃度PCB使用製品を持つ者の処理計画策定及び計画に基づく処理に関する措置

## [スケジュール]

- 令和6年度中に4回程度検討会を開催し、低濃度PCBの対応方針の方向性を整理